

モニタリング結果報告書

平成19年8月

モニタリングの対象となる施策目標	労働市場のインフラを充実すること
------------------	------------------

1. 政策体系上の位置付け

基本目標	V	労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること
施策目標	1	労働市場のインフラを充実すること
施策目標	1-1	労働市場のインフラを充実すること
個別目標	1	多様な職業訓練・教育訓練の機会を確保すること
		<p>(主な事務事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育訓練給付講座指定事業 ・キャリア形成促進助成金事業 ・認定職業訓練助成事業費補助金事業 ・全国団体等認定職業訓練特別助成金事業
個別目標	2	公共職業能力開発を充実すること
		<p>(主な事務事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離職者訓練の実施 ・学卒者訓練の実施 ・在職者訓練の実施
個別目標	3	職業能力評価制度の労使双方の利用を促進すること
		<p>(主な事務事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能検定の実施 ・幅広い職種を対象とした職務分析に基づいた包括的な職業能力評価制度等の整備 ・職業能力習得支援制度推進事業
個別目標	4	キャリア・コンサルティング環境を整備すること
		<p>(主な事務事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア支援企業等育成事業 ・キャリア形成支援体制の整備

施策の概要（目的・根拠法令等）

- 1 目的等：労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備を行うことを目的として、次の施策を実施する。
- ①多様な職業訓練・教育訓練の機会を確保すること
労働者の職業能力開発を行う事業主や主体的に職業能力開発を行う労働者に対し助成金等による支援を行う。
 - ②公共職業能力開発を充実すること
ハローワークの求職者等を対象に、職業に必要な技能及び知識を習得させるための

職業訓練を行う。 ③職業能力評価制度の労使双方の利用を促進すること 技能検定等の職業能力評価制度について、企業・業界団体のニーズを踏まえた整備・充実に努め、労使双方の利用を促進し、企業内外を通じた職業キャリアの円滑な展開を図るための指針としての役割を効果的に果たすことができるようにする。	
④キャリア・コンサルティング環境を整備すること 職業能力開発促進法に基づき、労働者個人のキャリア形成を促進するため、労働者個人がその適性や職業経験等に応じて自ら職業生活設計を行い、これに即した職業選択や職業訓練の受講等の職業能力開発を効果的に行うことができるように、労働者・事業主等に対する相談援助・情報提供等を行う。	
2 根拠法令等：職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）	
主管部局・課室	職業能力開発局能力開発課
関係部局・課室	職業能力開発局育成支援課、能力評価課、キャリア形成支援室

3. 施策目標に関する指標

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18
1	公共職業訓練（離職者訓練・委託訓練）の修了者における就職率 (単位：%) (60%以上/平成18年度)	41.5	52.2	59.8	65.1	65.7
2	公共職業訓練（離職者訓練・施設内訓練）の修了者における就職率 (単位：%) (75%以上/平成18年度)	66.5	69.8	76.6	78.0	79.4
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業能力開発局調べ（職業能力開発定例業務統計）。 備考： ・平成18年度の実績については速報値であり、平成19年8月中旬に確定値を把握予定である。 ・指標は訓練修了3ヶ月後の就職率である。						

4. 個別目標に係る指標等

個別目標1						
多様な職業訓練・教育訓練の機会を確保すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18
1	キャリア形成促進助成金の助成措置の対象となった従業員が受けた職業能力検定等（訓練に密接に関連するものに限る。）の合格率（単位：%） (50%以上/平成18年度)	-	-	-	-	56.3
2	認定訓練助成事業費補助金の助成措置の対象となった従業員が受けた職業能力検定等（訓練に密接に関連するものに限る。）の合格率（単位：%） (50%以上/平成18年度)	-	-	-	-	63.2
3	全国団体等認定職業訓練特別助成金の助成措置の対象となった従業員が受けた職業能力検定等（訓練に密接に関連するものに限る。）	-	-	-	-	68.8

の合格率（単位：％） （50％以上／平成18年度）					
（調査名・資料出所、備考） 資料出所： ・1については、（独）雇用・能力開発機構調べ（雇用保険三事業に係るキャリア形成促進助成金のアンケート調査）。 ・2、3については、職業能力開発局調べ（都道府県調査）。 備考：上記1から3の指標に係る数値の把握は平成18年度より開始した。					
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要					
事務事業名：教育訓練給付講座指定事業					
平成18年度：267百万円（補助割合：[国 /][/][/]）					
予 算 額：一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）					
実施主体：本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ 特別民間法人 ）					
概要：労働者の主体的な職業能力開発の取組を支援する教育訓練給付制度を運営するため、当該制度の対象となる教育訓練講座を指定するとともに、インターネット等を活用して指定講座の内容や実施施設の情報を提供する。					
事務事業名：キャリア形成促進助成金事業					
平成18年度：6,865百万円（補助割合：[国 /][/][/]）					
予 算 額：一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）					
実施主体：本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）					
概要：事業主が行う職業訓練等を支援するため、事業主が、その雇用する従業員について、職業訓練の実施、自発的な職業能力開発の支援又は職業能力評価の実施を行った場合にキャリア形成促進助成金を支給する。					
事務事業名：認定訓練助成事業費補助金事業					
平成18年度：1,670百万円（補助割合：[国1/3][都道府県1/3][/]）					
予 算 額：一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）					
実施主体：本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ 中小企業事業主等 ）					
概要：事業主等の行う職業訓練を職業能力開発促進法の規定に基づき都道府県知事が認定する認定職業訓練の振興を図るため、認定職業訓練を実施する事業主等に対し都道府県が経費の助成を行った場合に、都道府県に対し認定訓練助成事業費補助金を支給する。					
事務事業名：全国団体等認定職業訓練特別助成金事業					
平成18年度：95百万円（補助割合：[国 /][/][/]）					
予 算 額：一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）					
実施主体：本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）					
概要：広域的な団体の行う認定職業訓練の振興を図るため、この認定職業訓練を実施する広域的な団体の構成員たる中小企業事業主の団体、又はその連合団体に対して全国団体等認定職業訓練特別助成金を支給する。					

個別目標2 公共職業能力開発を充実すること					
個別目標に係る指標					
アウトカム指標					
（達成水準／達成時期）					
	H14	H15	H16	H17	H18
1 公共職業訓練（離職者訓練・委託訓練）の修了者における就職率	41.5	52.2	59.8	65.1	65.7

	(単位：%) (60%以上/平成18年度) ※施策目標1-1に係る指標と同じ					
2	公共職業訓練(離職者訓練・施設内訓練)の修了者における就職率(単位：%) (75%以上/平成18年度) ※施策目標1-1に係る指標と同じ	66.5	69.8	76.6	78.0	79.4
3	公共職業訓練(学卒者訓練)の修了者における就職率(単位：%) (95%以上/平成18年度)	84.7	87.4	91.8	93.8	98.3
4	公共職業訓練(在職者訓練)の修了者における満足度(単位：%) (80%以上/平成18年度)	—	—	97.4	97.0	97.1
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業能力開発局調べ(職業能力開発定例業務統計)。 備考： ・在職者訓練の修了者における満足度については、平成16年度から実施している。 ・平成18年度分の集計については、速報値であり、平成19年8月中旬に確定値を把握予定である。 ・訓練修了3ヶ月後の就職率である。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名	離職者・学卒者・在職者訓練の実施 (都道府県立職業能力開発施設の運営費交付金)					
平成18年度 予算額	11,988百万円の内数(補助割合：[国 /][/][/]) 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()					
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()					
概要：都道府県に対し、職業転換訓練交付金及び離職者等職業訓練費交付金を交付し、都道府県が実施主体となり、新規学卒者、離職者、在職者及び障害者に対して職業訓練を行う。 これらにより、職業に必要な技能及び知識を習得させ、もって職業の安定と労働者の地位の向上を図るとともに、経済の発展に寄与することを目的とする。						
事務事業名	離職者・学卒者・在職者訓練の実施 (独立行政法人雇用・能力開発機構一般勘定運営費交付金)					
平成18年度 予算額	82,352百万円の内数(補助割合：[国 /][/][/]) 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()					
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()					
概要：(独)雇用・能力開発機構に対して、独立行政法人雇用・能力開発機構一般勘定運営費交付金を交付し、同機構が主体となり、新規学卒者、離職者、及び在職者に対して職業訓練を行う。 これらにより、職業に必要な技能及び知識を習得させ、もって職業の安定と労働者の地位の向上を図るとともに、経済の発展に寄与することを目的とする。						
事務事業名	離職者訓練の実施 (離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラムの展開)					
平成18年度 予算額	19,445百万円(補助割合：[国 /][/][/]) 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()					
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()					
概要：職業訓練機関と職業紹介機関の連携の下、職業能力要件等を明確化することによる相談支援、綿密なキャリアカウンセリング、多様な職業訓練機会の提供及び綿密な就職支援に至るまでの一貫した総合的な支援プログラムを実施することにより、離職者等の多様なニーズに応じた支援メニューを提供し、その早期の就職促進を図る。						

個別目標3						
職業能力評価制度の労使双方の利用を促進すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標						
(達成水準/達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	技能検定職種に係る業界傘下企業における受検勧奨や処遇向上等技能検定の活用率(単位:%) (80%以上/18年度)	-	-	-	-	94.3
2	職業能力評価基準の活用によって企業内の人事評価制度や研修体系、従業員の募集採用活動が改善された(改善される見込み)という企業等の割合(単位:%) (80%以上/18年度)	-	-	-	-	97.8
3	職業能力習得支援制度を活用している、又は活用したことがある企業において、同制度を利用した労働者のうち、昇進・昇格など処遇の改善があった者の割合(単位:%) (80%以上/18年度)	-	-	-	-	93.6
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：中央職業能力開発協会調べ。 備考：各指標に係る数値の把握は、平成18年度より開始した。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名：技能検定の実施						
平成18年度：2,393百万円						
予 算 額：技能向上対策費補助金(補助割合：[国1/4][都道府県1/4]) 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実施主体：本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(特別民間法人)						
概要：職業能力開発促進法に基づき、労働者の有する技能を一定の基準によって検定し、これを公証する制度である技能検定について、円滑な実施を図るとともに実施する職種や検定の内容につき、適宜見直しを行う。また、民間機関への試験業務の委託を拡大する等民間活力を活用して技能検定の有用性を高め、制度の一層の普及を図る。						
事務事業名：幅広い職種を対象とした職務分析に基づいた包括的な職業能力評価制度等の整備						
平18年度：232百万円(補助割合：[国 /][/][/])						
予 算 額：一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実施主体：本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(特別民間法人)						
概要：企業内外の労働市場で共通的に通用する職業能力の評価基準を作成し、当該基準の活用の促進を行い、職業能力評価制度を整備する。また、職業能力評価基準の策定にあたっては、業種別に産業界等との連携の下、職務分析を行い労働者に求められる職務遂行能力(知識・技能等)を体系的に整理し、それを基に職業能力評価基準として整備する。						
事務事業名：職業能力習得支援制度推進事業						
平成18年度：505百万円(補助割合：[国 /][/][/])						
予 算 額：一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実施主体：本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(特別民間法人、民間企業)						

概要：ホワイトカラー労働者が職務を遂行するに当たって必要な専門的知識を段階的、体系的に習得できるよう、ホワイトカラーの職務を分野、単位毎に区分し、体系化する。各単位毎に学習すべき内容については、講座の認定基準として公表し、当該基準に適合する教育訓練を厚生労働大臣が認定する。また、各単位毎に専門的知識の習得状況を確認するための修了試験を実施する。

個別目標 4						
キャリア・コンサルティング環境を整備すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標						
(達成水準/達成時期)						
	H14	H15	H16	H17	H18	
1	就職又は転職を希望する者のうち、キャリア・コンサルティング実施から3ヶ月経過した時点で、就職した又は転職した者並びに職業能力の開発及び向上の推進が図られた(教育訓練講座等を受講した等)者の割合(単位：%) (80%以上/18年度)	—	—	—	—	86.4
2	サービスセンターの支援後、企業内キャリア形成支援が促進された(職業能力開発推進者の選任、事業内計画の作成、社内意識啓発等)がなされた)割合(単位：%) (60%以上/18年度)	—	—	—	—	98.5
(調査名・資料出所、備考)						
資料出所： ・指標1については、(独)雇用・能力開発機構調べ。 ・指標2については中央職業能力開発協会調べ。 備考： ・指標1については、平成18年11月から3月までの調査の合計である。						
アウトプット指標						
(達成水準/達成時期)						
	H14	H15	H16	H17	H18	
1	企業内キャリア形成支援に係る事業主に対する指導・助言、情報提供件数	363,937	372,987	265,730	345,815	409,300
2	職業能力開発推進者講習の受講者数	13,119	9,536	8,602	8,124	8,396
(調査名・資料出所、備考)						
資料出所：中央職業能力開発協会調べ。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名：キャリア支援企業等育成事業						
平成18年度：1,044百万円(補助割合：[国 /][/][/])						
予算額：一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実施主体：本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(特別民間法人)						
概要：企業内のキャリア形成支援体制の構築を推進するため、職業能力開発サービスセンター(47箇所)において、①事業主等に対する助言・指導、情報提供を行うとともに、②企業内キャリア形成支援の推進役である職業能力開発推進者を対象に、必要な知識・スキルを付与する講習を実施する。						
事務事業名：キャリア形成支援体制の整備						
平成18年度：2,933百万円(補助割合：[国 /][/][/])						
予算額：一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						

実施主体：本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所
都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人
その他（ ）

概要：労働者が、その適性や職業経験等に応じて自ら職業生活設計を行い、これに即した職業選択や能力開発を効果的に行うことができるよう支援するため、ハローワークや雇用・能力開発機構都道府県センターの「キャリア形成支援コーナー」等において、労働者のキャリア形成に資する情報提供、相談援助を実施する。

※ 予算額については、運営費交付金の内数である。